

大飯原発「地裁判決」

写真は2014年5月22日の中日新聞の記事である。関西電力大飯原発3、4号機に対する、福井県内の住民ら189人が運転差し止めを求めた訴訟で、福井地裁(樋口英明裁判長)は21日、原告の訴えを認め、関電に運転差し止めを命じる判決を言い渡した。「福島」後、初の判断として注目され、各地の原発の再稼働に向けた動きにも大きな影響をもたらす。「大飯原発3、4号機運転差止請求事件・判決要旨」を読むと、この判決の特徴と意義を確認できる。

判決理由の最初に「とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる」と述べる。

福島原発事故を踏まえて、原子力発電所に求められるべき安全性について、次のように指摘する。「原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになったといえる。本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる。」そして「この地震大国日本において、基準地振動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観の見通しにしかすぎない上、基準地振動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るというのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる」とする。

判決の中でも印象的であったのが、結論の前の「被告のその余の主張について」である。「被告は本件原発の稼働が電力供給の安定性、コストの低減につながると主張するが、当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。このコストの問題に関連して国富の流失や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流失や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている。」なお、岩波ブックレット『動かすな、原発。』2014年10月に判決要旨全文が収録されている。



(2014年11月5日)